

株式会社 京都銀行

京都市下京区烏丸通松原上る
郵便番号600-8652

関西の地域金融機関で初めて 「後見制度支援信託」の取扱開始！

京都銀行（頭取 土井 伸宏）は、お客さまの適切な資産管理ニーズにお応えするため、2019年12月2日（月）から、後見制度支援信託の取り扱いを開始しますのでお知らせいたします。

当行は、2018年6月に金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条に基づき、信託業務の兼営認可を取得し、同年10月から「遺言代用信託」「遺言信託」「遺産整理業務」、本年1月からは「暦年贈与型信託」の取り扱いを開始しております。今回の新商品の追加により、お客さまにはこれまで以上にニーズに合った商品をお選びいただけるようになります。

当行では、今後もワンストップで銀行・証券・信託の金融サービスを提供し、きめ細かなサービスの提供に努めてまいります。

記

1. 商品名

後見制度支援信託

2. 商品概要

後見制度による支援を受ける被後見人さまの財産のうち、通常使用しない金銭を信託いただく商品です。成年後見と未成年後見において利用することができ、信託財産は元本が保証され、預金保険制度の保護対象にもなります。

本商品を利用いただくと、信託財産の払い戻し等には家庭裁判所が発行する指示書が必要となることから、被後見人さまの財産を安全・確実に管理することができます。

※本商品の取扱いは、本部の専担部署で行います。

3. 取扱開始日

2019年12月2日（月）

<ご 参 考> 当行の信託商品について

※2019年12月2日以降

商 品 名	商品概要	取扱開始日
京都銀行の遺言代用信託 「京銀 家族しあわせ信託」	お客さまから信託されたご資金を当行が元本保証の金銭信託で運用・管理し、相続発生時に簡便な手続きで、あらかじめ指定されたお受取人さまに、指定された方法でお支払いする商品です。	2018年10月1日
京都銀行の遺言信託	遺言書の作成、保管、遺言の執行まで一貫して京都銀行が行う商品です。	
京都銀行の遺産整理業務	相続に不慣れな方や多忙で時間に余裕のない方などに代わって、京都銀行が煩雑な相続手続きを代行させていただく業務です。	
京都銀行の暦年贈与型信託 「京銀 かんたん贈与信託」	お客さまから信託されたご資金を当行が元本保証の金銭信託で運用・管理し、毎年一定の期間に一度、お客さまの希望に応じて、あらかじめ指定されたご親族さまに、指定された金額を贈与することができる商品です。	2019年1月28日
後見制度支援信託	後見制度による支援を受ける被後見人さまの財産のうち、通常使用しない金銭を信託し、家庭裁判所の指示書に基づいて払い戻し等を行う商品です。	2019年12月2日

以 上